



住民税の申告はお早めに

平成30年1月から12月までの所得に係る住民税申告の受付を、平成31年2月18日（月）から町内各地区で行います。

◆ 申告の際に必要な書類

- ・マイナンバーカードもしくは通知カードなど
- ・給与所得の源泉徴収票
- ・印鑑
- ・国民年金保険料支払証明書もしくは領収書（国民年金に加入している方）
- ・生命保険及び簡易保険の支払証明書
- ・医療費の領収書、医療費のお知らせなど（医療費控除に該当する方）
- ・その他算定に必要な書類 など

◆ 注意事項

- ・各地区の申告受付日程で申告ができない場合は、3月5日（火）から3月15日（金）（土・日曜日を除く）までの間に役場2階会議室までお越しください。
- ・申告の際は、申告事務が円滑に行えるよう次の事項にご協力をお願いします。
 - ①帳簿や必要経費の領収書などの事前整理をお願いします。（帳簿及び必要経費の領収書などは、5年間の保管が必要です）
 - ②医療費控除に必要な書類は下記の「医療費控除の申告手続きについて」のとおりです。確認の上、事前の準備をお願いします。

◆ 申告受付日程

月日	曜日	場所	受付時間	申告対象地区
2月18日	月	磯谷会館	9時～12時	能津登・島古丹
2月19日	火	横澗会館	9時～12時	横澗・鮫取澗
2月20日	水	美谷会館	9時～13時	美谷
2月21日	木	歌葉会館	9時～13時	歌葉・有戸・種前
2月22日	金	湯別会館	9時～12時	湯別
2月25日	月	樽岸会館	9時～12時	樽岸
2月26日	火	矢追会館	9時～15時	矢追
2月27日	水	役場2階 会議室	9時～15時	開進・岩崎・六条
3月1日	金			大磯・渡島
3月4日	月			政治・新栄

※鮫取澗地区にお住まいの方は、申告の受付を横澗会館で行います。送迎をしますので、2月19日（火）午前10時に鮫取澗会館前にお集まりください。

◆ お問い合わせ先

総務財政課 電話 0136-62-2512

【担当：滝澤 齊藤 古館 内田】

医療費控除の申告手続きについて

医療費控除の申告の際は、「医療費控除の明細書」を提出することで領収書の添付が不要となっています。（ただし、領収書の提出を求める場合がありますので、5年間は捨てずに保管してください）

また、医療機関や調剤薬局に支払った分の医療費について、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ（医療費通知）」などを添付することで記入が省略できます。（医療費通知に載っていない交通費や医薬品購入費は、従来どおり記入が必要です）

- ①被保険者の氏名 ②受療年月
- ③受療者の氏名 ④医療機関名称
- ⑤支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称

申告に使用する「医療費のお知らせ」には、この事項の記載が必須です

「医療費控除の明細書」の様式は、国税庁のホームページでダウンロードできます。

この医療費控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除を受けることができませんのでご注意ください。

申告には、マイナンバー（個人番号）が必要です！

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、平成28年分以降の確定申告書などの提出の際には、「マイナンバーの記載」＋「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

申告の際は、下記のいずれかをご持参ください。

（本人確認書類）

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
<ご本人のマイナンバーを確認できる書類>	<記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類>
●通知カード	●運転免許証
●住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）	●パスポート
●などのうちいずれか1つ	●在留カード
	●公的医療保険の被保険者証
	●身体障害者手帳
	●などのうちいずれか1つ

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆日程 2月13日(水) 20日(水)
27日(水)
3月 6日(水)
- ◆会場 岩内町高台84-3
しりべし弁護士相談センター

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

「男女共同参画週間」 キャッチフレーズ 募集

男女共同参画推進本部では、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目的に、毎年6月23日から29日までを「男女共同参画週間」として、さまざまな広報・啓発活動を行っています。

広報・啓発活動の実施に伴い、下記のとおりキャッチフレーズを募集しています。

最優秀賞に選ばれた作品は「男女共同参画週間」のポスターなど広報・啓発活動に使用されます。

たくさんのご応募をお待ちしています。

<テーマ>

「学び」を通じて、男性も女性も、ひとりひとりが、多様なライフキャリアの形成と選択ができる社会の実現に向けたキャッチフレーズ

<応募期限>

～2月28日(木)まで

◆ 応募方法

男女共同参画局ホームページ (<http://www.gender.go.jp/public/week/week.html>) からご応募ください。

◆ お問い合わせ先

内閣府男女共同参画局総務課
「キャッチフレーズ募集係」
電話 03-5253-2111

後志管内におけるさくらます 船釣りはライセンス制です

船でさくらますを釣る場合、船舶ごとにライセンスが必要です。さくらます船釣りをされる方は、必ずライセンス取得船へ乗船してください。

また、自家所有船で船釣りをされる方は下記のとおりライセンスを取得し、ルールを守ってください。

◆ 実施期間及び採捕制限

- ・実施期間
3月1日(金)～5月15日(水)
- ・採捕制限
日の出から日没まで
1人1日10尾以内(漁業者除く)

◆ ライセンスの取得方法

- ・必要書類
 - ①申請書(実行協議会事務局などから入手可能です)
 - ②船舶検査証書の写し
 - ③小型船舶操縦士免許の写し
 - ④漁港の係留施設使用許可証の写し
又は使用許可申請書の写し
- ・提出先
石狩後志海区漁業調整委員会事務局
- ・提出期限
2月8日(金)まで
※その後も申請は受け付けていますが、さくらます船釣りを開始する日の概ね2週間前までに提出してください。

◆ 協力金について

申請の際に、実行協議会に対し、次のとおり協力金を納めることとなっておりますので、ご協力をお願いします。

遊漁専業者・遊漁兼業者	30,000円
プレジャーボート所有者	5,000円
漁業者	3,000円

◆ お問い合わせ先

後志管内さくらます船釣りライセンス制
実行協議会事務局(小樽市漁業協同組合内)
電話 0134-22-5133
FAX 0134-22-5173

冬の地震災害に備えて

災害発生時の被害を最小限に抑えるには、日頃からの備えが大切です。

冬は「雪」と「寒さ」という要素が加わるため、他の季節と比べて被害が大きくなる傾向にあります。

下記のこと注意到意し、冬の地震災害に備えましょう。

①雪に対する備え

屋根に雪が積もっているときは、地震の揺れによる屋根からの落雪、雪の重みによる家屋の倒壊の危険性が高くなります。また、地震の揺れで雪が一気に落ちて避難路がふさがれることもありますので、日頃からこまめに屋根の雪下ろしや、自宅周辺で落雪の危険がある場所などを確認するようにしましょう。



②火災に対する備え

冬は、ストーブなど暖房器具を使用しているため、夏と比べて火災発生の危険性が高くなります。火災が起きたときのために、消火器の常備など初期消火を想定しておくことが大切です。

最近の暖房器具は、地震を感知して自動的にガスや灯油の供給を止められるようになっていますので、ご家庭の器具がしっかり動作するか、定期的に点検・確認をしましょう。



③寒さ対策への備え

地震によって生活の維持に不可欠な電気やガスの供給が止まり、暖房器具が使えなくなることが考えられます。

また、避難が必要となった場合の道中や、その後の避難生活でも寒さ対策として防寒着や毛布、使い捨てカイロなどを用意しましょう。



アスベスト

石綿による疾病の補償・救済について

厚生労働省では、石綿に係る業務に従事していたことが原因で疾病を発症した方を対象に、労災保険給付金などを支給しています。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することや、呼吸器系に症状が現れることが大きな特徴です。お心当たりのある方は、下記へご相談ください。

<石綿により発症する主な疾病>

- ・中皮腫
- ・肺がん
- ・石綿肺 など

※石綿が原因の病気を発症していない方でも、過去に石綿に関する職歴がある場合は、年に2回無料で健康診断を受診できる「石綿健康管理手帳」の交付を受けられることがありますので、下記へご相談ください。

◆ お問い合わせ先

北海道労働局労働基準部労災補償課
電話 011-709-2311
小樽労働基準監督署俱知安支署
電話 0136-22-0206

自衛官募集説明会の開催について

◆ 説明種目

自衛官候補生

◆ 開催日時

2月11日(月) 午前10時～午後3時

◆ 開催場所

自衛隊札幌地方協力本部
俱知安地域事務所

◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部
俱知安地域事務所
電話 0136-23-3540
自衛官募集相談員 中里徳男
電話 0136-62-2207
自衛官募集相談員 石澤尚俊
電話 0136-62-3958

全国瞬時警報システム

Jアラートの情報伝達試験を行います

町では災害時に備え、全国瞬時警報システムを活用した全国一斉の緊急情報伝達試験を実施します。

各ご家庭や事業所に設置しています防災行政無線戸別受信機と、町内に設置の屋外拡声機から、機械による音声で試験放送が流れます。

なお、試験放送は自動的に最大音量で放送されますのでご了承ください。

試験放送ですので放送後に何かしなければならないということはありません。

平成31年 2月20日(水)
午前11時00分頃

※予告無く変更又は中止になる場合がありますので、ご了承ください。

◆ お問い合わせ先

企画課企画係 電話 0136-62-2608

〈上り4音チャイム〉

「これはJアラートのテストです。」×3回

「こちらは防災すつつです。」

〈下り4音チャイム〉



「働き方改革関連法」リーフレット作成

厚生労働省では平成31年4月1日から施行される「働き方改革関連法」に対応したリーフレットを作成しました。36(サブロク)協定などについて掲載していますので、詳しくは厚生労働省又は北海道労働局のホームページをご覧ください。

〈厚生労働省ホームページ〉

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/0000148322.html>

〈北海道労働局ホームページ〉

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/_120025.html

また、小樽労働基準監督署倶知安支署労働時間相談・支援コーナーでは働き方改革への取り組みをはじめとした相談をお受けしますので、ぜひご利用ください。

◆ お問い合わせ先

北海道労働局労働基準監督課

電話 011-709-2311

小樽労働基準監督署倶知安支署

電話 0136-22-0206

自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

平成31年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするため、3月中に運輸支局にて手続きを行ってください。

〈登録手続きが必要な場合〉

- ・住所が変わったとき
- ・自動車を売買したとき
- ・自動車を使用しなくなったとき



※万が一、変更登録が間に合わない場合は、下記へご連絡いただくか、北海道総務部財政局税務課ホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>) から手続きを行ってください。

◆ お問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部

電話 011-746-1197